

施策 報告

「農」と福祉との連携について

農林水産省農村振興局都市農村交流課
松本 誠司・高塚 泰誠

1. はじめに

社会の高齢化・成熟化が進む中、農山漁村や都市及びその近接地域においては、高齢者や障害者のためのリハビリ園芸、福祉・介護農園、教育を目的とした学童農園等「農」に対する多様なニーズが生まれています。

例えば、社会福祉法人が農地を借り上げて、作物の栽培や販売等を行う取組や、農業生産法人等が障害者に適した作業を用意して障害者の雇用を受け入れたり、高齢者の働きやすい環境を整備して高齢者の雇用拡大と健康や生きがいの向上に結びつけようとする取組が全国で見られるようになってきています。

一方で、厚生労働省の「平成24年障害者雇用状況の集計結果」によると、障害者の雇用義務のある全国76,308社において、38万人の障害者が雇用されているものの、実質雇用率は1.69%とまだまだ少ない実態にあります。

本年4月には、障害者雇用促進法施行令の改正により、障害者雇用率が1.8%から2.0%に引き上げられたほか、厚生労働省が障害者の就労支援対策として公表している「新たな『工賃向上計画』」においても、障害者の工賃向上に資する取組を計画的に進めるため、障害者の作業の質を高め地元企業からの安定的な作業の確保に努めることとされるなど、一層の障害者の就労への努力が求められており、今後、企業等の農業分野への本格的参加が増加することが予想されます。

2. 障害者の就労及び雇用を目的とする農園の開設支援

農林水産省では平成25年度予算において、「都市農村共生・対流総合対策交付金」、「『農』のある暮らしづくり交付金」を創設し、農山漁村や都市及びその近接地域で行う障害者の就労及び雇用を目的とする農園や附帯施設の整備に要する経費を支援していくこととしています。

なお、この2つの交付金については、毎年3月頃の公募を行い支援地区を決定することとしています。（本年度の公募は、終了しました）

(1) 都市農村共生・対流総合対策交付金について

「都市農村共生・対流総合対策交付金」は、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する集落連合体による地域の手づくり活動を総合的に支援し、都市と農山漁村の共生・対流を推進することに対し支援をすることとしています。

このなかで、「『農』を活用した医療・福祉との連携」のメニューにおいて、農村地域が一体となって、障害者の就労及び雇用を目的とする農園を開設しようとする際の手続き・運営のノウハウを得るために専門家を招へいする際の経費や農園利用予定者の募集に係る広報等の活動費について、1団体あたり800万円を上限として定額で助成することとしています。

さらに、障害者の就労及び雇用を目的とする農園を整備するための敷地の造成や農業用施設（ハウス、収穫調整機械等）の整備に要する経費についても、国が1/2以内について、金額の上限なく支援することとしています。

（図1）

（2）「農」のある暮らしづくり交付金について

『農』のある暮らしづくり交付金は、都市やその近接地域を対象とする予算であり、障害者の就労及び雇用を目的とする農園の開設のために活用することができます。この交付金は、『農』のある暮らしづくり推進対策（以下「ソフト事業」という。）と『農』のある暮らしづくり整備対策（以下「ハード事業」という。）に分かれています。

ソフト事業では、障害者の就労及び雇用を目的とする農園を園主が開設しようとする際の手続き・運営のノウハウを得るために専門家を招へいする際の経費や農園利用予定者の募集に係る広報等の活動費について、1団体あたり400万円を上限とし定額で助成することとしています。

また、ハード事業では、障害者の就労及び雇用を目的とする農園を整備するための敷地の造成や農業用施設（ハウス、収穫調整機械等）の整備に要する経費について国が1/2以内を支援するものです。交付金の上限はありませんので、障害者の方が周年利用するような大型の農業用施設を導入する場合などに役立つものではないかと考えています。（図2）

（図3）

3. 障害者の就労及び雇用を目的とする農園整備に係る相談窓口

企業等が障害者の就労及び雇用を目的とする農園を開設する場合、土地の取得や施設整備、販路の確保等さまざまな課題がありますが、これまで、農林水産省において、介護・福祉農園の運営や整備に関する相談に応じる体制は整っていませんでした。

今後は、企業やNPO、社会福祉法人からの関心が高まっている農業分野における障害者就労・雇用を目的とする農園については、ますます増加するものと思われます。

このため、農林水産省及び地方農政局、沖縄総合事務局の中に、障害者就労・雇用を目的とする農園の開設手続きや施設整備について、農園開設予定者からの相談に応じる窓口を開設いたしました。

4. 今後の対応について

農林水産省では、増加傾向にある福祉関係者の農業分野への参入をサポートするため、優良取組事例の収集、農園等開設マニュアルの作成・配布、障害者雇用農園等の立ち上げ支援を担える人材を養成するための研修のほか、地域単位での勉強会の開催などサポート体制の整備を進めていきたいと考えているところです。

今後とも、福祉・健康分野における「農」とのかかわりを求める声に対応していきたいと考えていますので、関係各位のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(図1)

都市農村共生・対流総合対策交付金【新規】【1,950(-)百万円】

国から地域を直接支援

- 複数集落がまとまって連合体の組織を形成
- ソフト支援 800万円/地区(定額) 2年間
中山間地域等 900万円/地区(定額)
連合体から個別の活動を支援することも可
- 人材活用
地区外から専門技能等を有する人材を受入
250万円/地区(定額) 3年間
- ハード支援 補助率1/2 国費の上限 2,000万円/地区 2年間



地域

集落連携推進対策

■活力アップ重点地域

(中山間地域、離島など)

- 子ども農山漁村交流
- 地域資源の活用やボランティアを取り込んだグリーンツーリズム
- 自然・景観を生かした美しいむらづくり
- 集出荷などを通じた地域内外の連携
- 定住・兼住等の環境整備
- 市民と連携した農業被害の防止

■自立発展可能地域

(半農半漁地域など)

- 「食」を活用し観光と連携したグリーンツーリズム
- 農山漁村における大学・企業等の連携
- 「食」の理解などを通じた学校・企業等との連携
- ITを活用した消費者とのネットワーキング
- 「農」を活用した医療・福祉との連携
- 地域提案活動

実施主体：地域協議会、農業法人、NPO等
 実施期間：上限2年
 補助率：定額
 (中山間地域等の小規模・高齢化集落を含む地区 上限900万円/地区)

+ 人材活用対策

地域の手づくり活動の推進に必要な人材の確保

- 外部人材・都市の若者の受入と活用・育成

実施主体：地域協議会、農業法人、NPO等
 実施期間：上限3年
 補助率：定額(上限250万円/地区)

+ 施設等整備対策

地域の手づくり活動に必要な施設の補修等

- 観光、教育、健康等の地域活性化や暮らしの安心に必要な施設等の補修等

実施主体：地域協議会、農業法人、地域協議会の構成員(市町村等)等
 実施期間：上限2年
 補助率：1/2等
 (上限2,000万円/地区等)

全国

広域ネットワーク推進対策

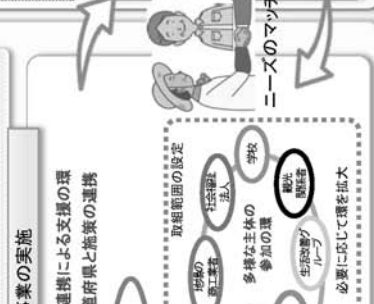
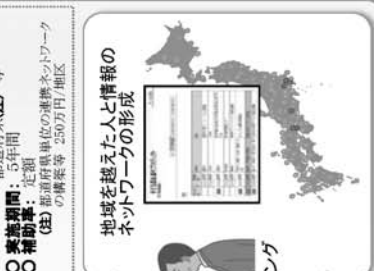
- 地域を越えた人と情報のネットワークの形成
- 都市と農山漁村、大学、福祉団体、学校等とのマッチング
- アドバイザー等の派遣
- 都道府県単位の啓発・普及



実施主体：民間団体、NPO、都道府県(注)等
 実施期間：5年間
 補助率：定額
 (注) 都道府県単位の連携ネットワークの構築等 250万円/地区

各省との連携

- 総務省
・人材の育成・活用等
- 文部科学省
・教育分野における活用事例の情報提供等
- 厚生労働省
・高齢者、障害者等の農園利用の促進等
- 経済産業省
・生活条件確保に関する支援
- 国土交通省
・食産連携による観光の推進等



(出所) 農林水産省

(図2)

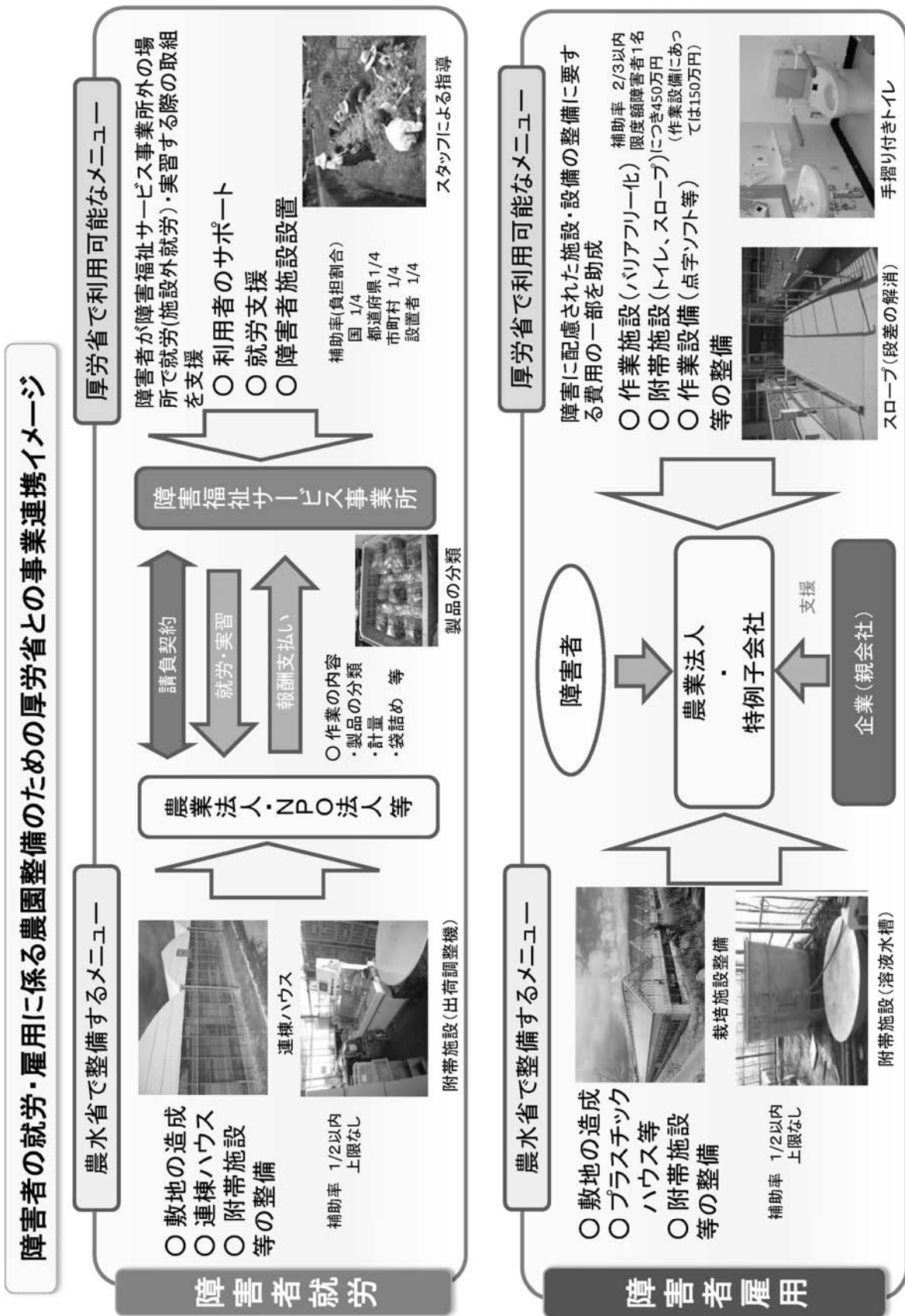
「農」のある暮らしづくり交付金【新規】【平成25年度予算額 550(一)百万円】

- 社会の高齢化・成熟化が進み国民の意識が多様化する中、都市で暮らす人々の中では、「農」のある暮らしを楽しみたいとのニーズが増加。また、東日本大震災を経て、地震、水害等の防災の観点からも都市農地を維持・活用すべきとの主張が拡大。
- このような要請を踏まえ、都市及びその近接地域において、ソフト事業・ハード事業の両面から「農」を楽しめる暮らしづくりを支援。
- 支援の内容：ソフト事業、400万円/地区、ハード事業：補助率 1/2



(出所) 農林水産省

(図3)



(出所) 農林水産省